

議案第20号

教育長の臨時代理による事務の承認について

(教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について  
中改正)

教育委員会事務局等事務分掌規則施行上の留意事項について(平成10年横須賀市教育委員会訓令甲第1号)の改正について、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、臨時に事務を代理したので承認されたい。

令和8年4月16日提出

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

列記事項第2項第2号中ウを削り、エをウとし、同項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同項第5号中「教育総務部教育政策課」を「教育総務部教育環境整備課」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 教育総務部教育環境整備課

「学校建設の長期計画の策定に関すること」は、児童生徒数の推計を基に将来の学校設置計画策定等を行うものであること。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

(提案理由)

教育環境整備課の設置に伴い、所要の条文整備をするため、この規程を改正する。

(参照)

教育長に委任する事務等に関する規則（抜粋）

(委任の範囲)

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(中略)

(3) 教育委員会規則及び教育委員会訓令の制定又は改廃に関すること。

(中略)

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、前条各号に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の教育委員会会議に報告し、その承認を得なければならない。

旧	新
<p>2 所掌事項について</p> <p>(1) 教育総務部総務課</p> <p>ア 「儀式及び表彰に関すること」は、各課等の所掌事務に属しないものを処理することであって、例えば教育施設の落成式及び特定事業に関する表彰等は含まないものであること。</p> <p>イ 「他部間及び部内の事務事業の調整及び連絡に関すること」は、次に掲げる事務を所掌するものであること。</p> <p>(ア) 事務事業について、教育総務部内の各課間の調整を要する場合及び学校教育部との調整を要する場合における総合調整及び連絡</p> <p>(イ) 事務局内の統一性を確保するための各課のとりまとめ</p> <p>(ウ) 各種の事務連絡会、市立学校長会議等の開催</p> <p>(2) 教育総務部教育政策課</p> <p>ア 「教育政策の方針に関すること」は、教育行政に関する方向性等について、調査研究を行い、基本的な方針を総合的に検討し、及び立案するものであること。</p> <p>イ 「教育施策の調整に関すること」は、教育政策に基づく各種施策の実施について、教育行政の一体的な運営を図るため、各課等の調整を行うものであること。</p> <p>ウ <u>「学校建設の長期計画の策定に関すること」は、児童生徒数の推計を基に将来の学校設置計画策定等を行うものであること。</u></p> <p>エ 「教育統計及び調査に関すること」は、各課等の所掌事務に関連するものを除き、国県等から依頼される統計調査及び教育委員会において必要とする統計調査を行うものであること。</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>2 所掌事項について</p> <p>(1) 教育総務部総務課</p> <p>ア 「儀式及び表彰に関すること」は、各課等の所掌事務に属しないものを処理することであって、例えば教育施設の落成式及び特定事業に関する表彰等は含まないものであること。</p> <p>イ 「他部間及び部内の事務事業の調整及び連絡に関すること」は、次に掲げる事務を所掌するものであること。</p> <p>(ア) 事務事業について、教育総務部内の各課間の調整を要する場合及び学校教育部との調整を要する場合における総合調整及び連絡</p> <p>(イ) 事務局内の統一性を確保するための各課のとりまとめ</p> <p>(ウ) 各種の事務連絡会、市立学校長会議等の開催</p> <p>(2) 教育総務部教育政策課</p> <p>ア 「教育政策の方針に関すること」は、教育行政に関する方向性等について、調査研究を行い、基本的な方針を総合的に検討し、及び立案するものであること。</p> <p>イ 「教育施策の調整に関すること」は、教育政策に基づく各種施策の実施について、教育行政の一体的な運営を図るため、各課等の調整を行うものであること。</p> <p>ウ 「教育統計及び調査に関すること」は、各課等の所掌事務に関連するものを除き、国県等から依頼される統計調査及び教育委員会において必要とする統計調査を行うものであること。</p> <p><u>(3) 教育総務部教育環境整備課</u></p> <p><u>「学校建設の長期計画の策定に関すること」は、児童生徒数の推計を基に将来の学校設置計画策定等を行</u></p>

旧	新
<p>(3) 教育総務部生涯学習課</p> <p>ア 「図書館、博物館及び美術館との連絡に関する こと」は、図書館等における主要な事務事業の実 施に関して図書館等と協議し、社会教育行政の全 般的な連絡調整を図るものであること。</p> <p>イ 「万代会館の管理に関すること」は、万代会館 の運営に関する基本計画、予算経理、業務報告、 統計等のとりまとめ、その他万代会館長の専決事 項を除く事務を処理するものであること。</p> <p>(4) 教育総務部教職員課</p> <p>「学校職員の研修に関すること」は、事務職員、学校 給食調理員及び学校用務員に対する事務研修、実技 研修等の一般的な研修を行うものであること。</p> <p>(5) 教育総務部学校管理課</p> <p>ア 「学校施設の建設計画に関すること」は、学校 建設費で支弁する工事(給食施設及び学校プール を含む。)の実施計画とこれに関連する国庫補助金 (給食施設関係を除く。)、地方債等の手続きを行 うものであること。</p> <p>イ 「学校用地の確保に関すること」は、<u>教育総務 部教育政策課</u>の策定する長期計画に基づく学校用 地の選定及び確保について、関係部課、土地所有 者等との折衝を行うものであること。</p> <p>ウ 「学校施設の整備計画に関すること。」は、<u>教育 総務部教育政策課</u>の策定する長期計画に基づく学 校施設の整備計画を行うものであること。また、 学校環境緑化促進事業についても、学校施設の整 備計画との関連において行うものであること。</p> <p>(6) 学校教育部教育指導課</p> <p>ア 「教育研究所との連絡に関すること」は、教育 研究所における各種事業の実施について学校教育 部教育指導課における事業との調整を行うもので あること。</p>	<p><u>うものであること。</u></p> <p>(4) 教育総務部生涯学習課</p> <p>ア 「図書館、博物館及び美術館との連絡に関する こと」は、図書館等における主要な事務事業の実 施に関して図書館等と協議し、社会教育行政の全 般的な連絡調整を図るものであること。</p> <p>イ 「万代会館の管理に関すること」は、万代会館 の運営に関する基本計画、予算経理、業務報告、 統計等のとりまとめ、その他万代会館長の専決事 項を除く事務を処理するものであること。</p> <p>(5) 教育総務部教職員課</p> <p>「学校職員の研修に関すること」は、事務職員、学校 給食調理員及び学校用務員に対する事務研修、実技 研修等の一般的な研修を行うものであること。</p> <p>(6) 教育総務部学校管理課</p> <p>ア 「学校施設の建設計画に関すること」は、学校 建設費で支弁する工事(給食施設及び学校プール を含む。)の実施計画とこれに関連する国庫補助金 (給食施設関係を除く。)、地方債等の手続きを行 うものであること。</p> <p>イ 「学校用地の確保に関すること」は、<u>教育総務 部教育環境整備課</u>の策定する長期計画に基づく学 校用地の選定及び確保について、関係部課、土地 所有者等との折衝を行うものであること。</p> <p>ウ 「学校施設の整備計画に関すること。」は、<u>教育 総務部教育環境整備課</u>の策定する長期計画に基 づく学校施設の整備計画を行うものであること。ま た、学校環境緑化促進事業についても、学校施設 の整備計画との関連において行うものであること。 と。</p> <p>(7) 学校教育部教育指導課</p> <p>ア 「教育研究所との連絡に関すること」は、教育 研究所における各種事業の実施について学校教育 部教育指導課における事業との調整を行うもので あること。</p>

旧	新
<p>イ 「部内の事務事業の調整及び連絡に関すること」は、事務事業について、学校教育部内の各課間の調整を要する場合における総合調整及び連絡を行うものであること。</p> <p><u>(7)</u> 学校教育部学校食育課</p> <p>「学校給食施設設備の維持管理に関すること」及び「学校給食センターの管理に関すること」は、学校建設費で支弁する給食施設工事に関連する国庫補助金等の手続きを含むものであること。</p> <p><u>(8)</u> 教育研究所</p> <p>「教育の情報化推進に関すること」は、文部科学省が提唱するGIGAスクール構想で整備する端末等の活用及びオンライン教育の推進を含むものであること。</p>	<p>イ 「部内の事務事業の調整及び連絡に関すること」は、事務事業について、学校教育部内の各課間の調整を要する場合における総合調整及び連絡を行うものであること。</p> <p><u>(8)</u> 学校教育部学校食育課</p> <p>「学校給食施設設備の維持管理に関すること」及び「学校給食センターの管理に関すること」は、学校建設費で支弁する給食施設工事に関連する国庫補助金等の手続きを含むものであること。</p> <p><u>(9)</u> 教育研究所</p> <p>「教育の情報化推進に関すること」は、文部科学省が提唱するGIGAスクール構想で整備する端末等の活用及びオンライン教育の推進を含むものであること。</p>